

独立行政法人海上技術安全研究所国民の保護に関する業務計画

平成18年3月31日
研究所規程第219号

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、独立行政法人海上技術安全研究所が、その業務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において使用する用語は、国民保護法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）並びに国民保護法に基づき作成された国民の保護に関する基本指針において使用する用語の例による。

第2章 基本方針

1 情報提供

武力攻撃事態等においては、研究所の国民保護措置に関する情報をインターネット等の広報手段を活用して国民に迅速に提供するよう努めるものとする。

2 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置の実施に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関との間で連携体制の整備に努めるものとする。

3 指定公共機関としての自主性の確保

研究所が国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等について、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

4 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、国土交通省及び関係機関と連携しつつ、

得られた武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

5 政府対策本部長の総合調整等

事態対処法第14条第1項の規定に基づき、政府の武力攻撃事態等対策本部長による総合調整が行われる場合は、同法第14条第2項の規定に基づき、必要に応じ意見を申し出るものとする。また、その総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第3章 実施体制の確立

第1節 組織・体制の整備

1 組織・体制

研究所の業務に係る国民保護措置を実施するための研究所の事務分担及び職員の配置については、通常の事務分掌及び配置を基本とし、企画部門の長が総合調整を行うものとする。また、必要に応じ体制の検討に努めるものとする。

2 情報連絡体制の整備

国土交通省の関係部局との間において、業務に係る必要な情報の連絡を、夜間、休日、出勤途上においても、迅速かつ確実にを行うことができるよう連絡体制を整備しておくものとする。また、連絡担当者が被害を受けた場合等においても連絡が確実に行えるよう、代行する職員の指定等障害発生時に備えた措置をとるものとする。

3 研究成果の体制への反映

関係機関と協力し、防災に関するもの等武力攻撃事態等にも応用可能な研究の成果を、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等による措置に反映させるよう努めるものとする。

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 武力攻撃事態等対策本部

政府に武力攻撃事態等対策本部が設置されたときは、緊急時の連絡体制により、迅速に役員及び関係職員に連絡するものとする。

2 指定公共機関としての活動体制

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、防災関連の体制に準じ、国土交通省との連絡体制に従って情報収集を行うものとする。また、緊急参集を行う関係職員を指定し、当該職員は身近な被害状況等特段の不都合がない限り研究所に出動し、緊急時の諸活動を行うものとする。

第4章 国民保護措置の実施に関する事項

第1節 武力攻撃原子力災害への対処

1 現地対策本部への派遣

国(国土交通省)から現地対策本部への職員の派遣要請があった場合には、求めに応じて、職員をこれに参加させ、関係省庁に対する技術面での支援業務に従事させるものとする。

現地対策本部に配置された職員は、適宜、活動状況を理事長に報告するものとする。理事長は自ら収集した情報と併せて職員の活動状況を分析し、要すれば、必要な措置をとる。

2 防災計画の準拠

武力攻撃原子力災害への対処(原子力艦に係る武力攻撃原子力災害への対処を含む。)に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画(原子力災害対策編)、国土交通省防災業務計画(原子力災害対策編)及び研究所が定める海上における原子力災害対策への支援マニュアルの定め例により行うものとする。

第2節 国民保護措置全般についての留意事項

1 平素からの備え

武力攻撃対応にも応用可能な海上災害被害拡大防止及び二次災害の防止のための技術に関する研究の他、船舶の性能、構造等に関する基盤的な研究を行うとともに、研究内容及び成果をインターネット等の広報手段を用いて発信するものとする。

武力攻撃災害発生時等には、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等を通じて、発生状況に関する情報及び対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うものとする。また、情報収集・連絡に当たる担当者が被害を受けた場合等においても連絡が迅速かつ確実に行えるよう、代行する職員の指定等障害発生時に備えた措置をとるものとする。

2 被災情報等の収集及び提供

情報収集・連絡に当たる担当者は被災情報の収集に当たるとともに、政府、地方公共団体、海上運送事業者等による対策の立案、調整等に従事するものとする。

また、収集し、又は報告を受けた被災情報は、国土交通省に速やかに報告するものとする。

第3節 国民生活の安定に関する措置

平素の研究業務等で培った知見を活用することなどにより、国、地方公共団体及び他

の指定公共機関に対し、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第4節 訓練及び研究活動

1 訓練

国民保護措置についての訓練は、関係機関等との連携訓練の必要性に鑑み、業務の状況、訓練に要する費用及び訓練の実施内容等を総合的に勘案して行うものとする。

2 関連する研究の推進

武力攻撃対応にも応用可能な海上災害被害拡大防止及び二次災害の防止のための技術に関する研究の他、船舶の性能、構造等に関する基盤的な研究を行うものとする。

研究のより一層の充実を図るため、研究用資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努めるものとする。

関連する研究の内容や成果についてはインターネット等を通じ、積極的に広報に努めることとし、関係機関と協力し、防災に関する研究の成果を、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等による国民保護のための措置に反映させるよう努めるものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

テロ等の緊急対処事態においても武力攻撃事態に準じて対処する。

第6章 国民の保護に関する計画等の変更手続

国民保護業務計画の変更にあたっては、国民保護法第36条第7項の規定に基づき速やかに国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告するとともに研究所のホームページにおいて公表する。なお、変更にあたっては、職員はもとより広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

附 則

本計画は、平成18年4月1日から施行する。